

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省5(Ⅰ-7-3))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>医薬品の適正使用を推進すること(施策目標Ⅰ-7-3) 基本目標Ⅰ:安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標7:品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器・再生医療等製品を国民が適正に利用できるようなること</p>	<p>担当 部局名</p>	<p>医薬局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>総務課長 衣笠 秀一</p>
<p>施策の概要</p>	<p>・ 薬局は、平成19(2007)年4月に施行された「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第84号)により、医療提供施設として位置づけられ、地域医療計画の下に、在宅医療や医薬品などの供給を通じて地域医療に貢献することが期待されている。また、医薬品の適正使用の観点から、医薬分業の推進にも努めている。</p> <p>・ 平成27年10月に、かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能を示した「患者のための薬局ビジョン」を策定・公表しているが、高齢化の進展による多剤投与や外来で治療を受けるがん患者の増加など、在宅を含めた薬物療法が重要となっている状況の下で、薬剤師・薬局の機能を強化するとともに、薬局と医療提供施設等との情報共有・連携強化を図り、住み慣れた地域で患者が安心して医薬品を使うことができるようにするため、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第63号、以下「改正薬機法」という。)において、薬剤師・薬局に関しての以下のような見直しを行った。 ①薬剤師が調剤時に限らず、必要に応じて患者の薬剤の使用状況の把握や服薬指導を行う義務を法制化(令和2年9月1日施行) ②患者が自身に適した薬局を選択できるよう、機能別の薬局の都道府県知事の認定制度(名称独占)を導入する(令和3年8月1日施行) ③服薬指導について、対面義務の例外として、一定のルールの下で、オンライン服薬指導の実施を可能とする(令和2年9月1日施行)</p> <p>・ また、令和2年7月に設置された「薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会」において、薬剤師の今後の養成やあるべき姿について検討を進めているところである。</p>				
<p>施策を取り巻く現状</p>	<p><b>1. 薬剤師や薬局の概況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>約6.1万の薬局があり、そこに約19万人の薬剤師が従事。病院と診療所に従事する薬剤師はそれぞれ約5.6万人、約0.6万人。</li> <li>店舗あたりの薬剤師数が1人又は2人の薬局が半分以上。</li> <li>薬局の立地に関する現状については、診療所の近隣が約6割と最も多く、次いで病院の近隣が約2割、その他(面薬局等)が約1割である。</li> </ul> <p><b>2. 薬局ビジョンへの対応状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>患者のための薬局ビジョンでは、患者本位の医薬分業の実現に向けて「2025年までに、すべての薬局がかかりつけ薬局としての機能を持つことを目指す。」との目標を定めている。</li> <li>薬局がかかりつけ薬局としての機能を持つことにより、患者の薬物治療を一元的・継続的に管理するとともに、患者が医薬品、薬物治療に関して安心して相談を受けられるようになることで、調剤後のフォローアップやポリファーマシー等の対応を通じた医薬品の適正使用の推進が期待できる。</li> <li>また、薬局ビジョンでは、かかりつけ薬剤師・薬局としての機能に加えて積極的な健康サポート機能(セルフケア・セルフメディケーションの支援等)を有する薬局について、「健康サポート薬局」として住民に公表する仕組みを設けることで、薬局の積極的な取組を後押ししていくことも示しており、平成28年10月から健康サポート薬局の届出制度を開始した。</li> <li>このほか、団塊の世代が後期高齢者(75歳以上)になる令和7(2025)年を目途に住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が推進されているところ、薬局ビジョンでは、薬物療法に関して、薬剤師・薬局もその一翼を担うべく、すべての薬局がかかりつけ薬剤師を配置し、その機能を発揮することも目指している。</li> <li>モデル事業の実施、令和元年の機法改正(認定薬局制度、調剤後の継続的な服薬指導や服薬状況等の把握の義務化)、診療報酬改定等における対応を講じてきた。</li> <li>しかし、薬局ビジョンで掲げられた目標を達成しているとは言い難い。</li> </ul> <p><b>3. 薬剤師の業務・資質向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>将来的に薬剤師が過剰になると予想される(令和27年の需要推計範囲:33.2~40.8万人、供給推計範囲:43.2~45.8万人)。</li> <li>一方で、医薬分業率が70%に達する中で、医薬品の適正使用を推進するために、かかりつけ薬剤師・薬局の推進や、医療事故の発生予防・再発防止、チーム医療、地域医療に貢献する薬剤師の養成等が必要。</li> <li>このため、業務・資質の向上に向け、医療安全を確保しつつ調剤業務の効率化・高度化の方策等を検討。</li> </ul> <p><b>4. 薬局薬剤師DX</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電子処方箋システムをはじめとする医療情報基盤が整いつつあり、こうしたデジタル技術への対応が必須。 ① レセプト薬剤情報や特定健診情報等のマイナポータル経由での閲覧(令和3年10月~) ② オンライン診療・服薬指導の恒久ルール策定(R3年度) ③ 電子処方箋システムの運用開始(令和5年1月~) ④ PHR(Personal Health Record)、コミュニケーションツールとして電子版お薬手帳の利活用推進</li> </ul>				
<p>施策実現のための課題</p>	<p>1</p>	<p>医薬品の適正使用を推進するためには、処方箋受付時以外の対人業務(調剤後のフォローアップやポリファーマシー等の対応)や、セルフケア・セルフメディケーションの支援等の健康サポート業務等の更なる充実を通じて、薬剤師・薬局が果たす役割への国民・患者の理解を浸透させていくことが必要である。 また、薬剤師・薬局が地域包括ケアの一翼を担うものとして多職種・他機関と連携し積極的に地域活動に関わり、地域の身近な薬剤師・薬局として患者や住民により良い薬物治療等を提供することも、医薬品の適正使用の観点から重要である。</p>			
	<p>2</p>	<p>医療安全を確保しつつ調剤業務の効率化・高度化するためには、薬剤師のITリテラシーの向上、IoTデバイス等を効果的に活用・管理できる知識・技能の習得が必要となっている。 また、薬局薬剤師DXに向けた活用事例の共有も必要とされている。</p>			

各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係				達成目標の設定理由
	目標1	かかりつけ薬剤師・薬局の推進			医薬品の適正使用のためには、処方箋受付時以外の対人業務や、セルフケア・セルフメディケーションの支援等の健康サポート業務等の更なる充実のほか、地域の身近な薬剤師・薬局が患者や住民により良い薬物治療を提供する体制が重要であるため。
	(課題1)				
	目標2	電子処方箋の普及			医薬品の適正使用のためには、薬歴管理が重要性であり、薬歴管理による国民医療の質の向上を一人でも多くの国民が実感できることが重要であるため。また、ITリテラシー発揮等の前提となる基盤の整備を通してITリテラシーの向上等を図るため。
(課題2)					

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績値						
					令和元年度	令和2年度	令和3年度			令和4年度	令和5年度
1 地域連携薬局の数 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野59】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	2,434件	令和3年度 3,651件以上	令和6年度	-	-	-	2,840件	3,246件	外来受診時だけではなく、在宅医療への対応や入院時を含め、他の医療提供施設との服薬情報の一元化・継続的な情報連携に対応できる薬局を「地域連携薬局」として認定する制度を令和3年8月1日から開始したため設定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】は、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定。 実績については厚生労働省で各都道府県へ確認し集計。	・当該設定指標については、【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】の指標と同じものを設定しており、新経済・財政再生計画では令和6年度までに令和3年度と比べて50%増加とされているため設定。 ・各年度の目標値は、令和6年度までの目標増加件数を年度数で除し、前年度の件数に加えた件数を設定している。	
2 健康サポート薬局の届出数 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野59】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	2,964件	令和3年度 3,854件以上	令和6年度	前年度 (1,355件)以上	前年度 (2,070件)以上	2,033件以上	3,261件	3,558件	かかりつけ薬剤師・薬局としての機能に加えて、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援するため、医薬品等の安全かつ適正な使用に関する助言を行う薬局が「健康サポート薬局」と表示・公表できる制度を平成28年10月から開始したため設定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】は、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定。 (参考)平成27年度: 一、平成28年度: 267件 実績については厚生労働省で各都道府県へ確認し集計。	・当該設定指標については、【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】の指標と同じものを設定しており、新経済・財政再生計画では令和6年度までに令和3年度と比べて30%増加とされているため設定。 ・各年度の目標値は、令和6年度までの目標増加件数を年度数で除し、前年度の件数に加えた件数を設定している。	
3 国及び都道府県による健康サポート薬局の周知活動の実施回数 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野59】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	48	令和元年度 48	毎年度	48	48	48	48	48	かかりつけ薬剤師・薬局としての機能に加えて、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援するため、医薬品等の安全かつ適正な使用に関する助言を行う薬局が「健康サポート薬局」と表示・公表できる制度を平成28年10月から開始したため設定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】は、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定。 実績については厚生労働省で各都道府県へ確認し集計。	当該設定指標については、【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】の指標と同じものを設定しており、国及び都道府県において、それぞれ1回以上健康サポート薬局を推進するための周知活動を行うべきであるため設定した。	
4 健康サポート薬局を活用した施策を行った都道府県数 (アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野59】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	4	令和3年度 8	令和6年度	-	-	-	5	6	かかりつけ薬剤師・薬局としての機能に加えて、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援するため、医薬品等の安全かつ適正な使用に関する助言を行う薬局が「健康サポート薬局」と表示・公表できる制度を平成28年10月から開始したため設定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】は、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定。 実績については厚生労働省で各都道府県へ確認し集計。	当該設定指標については、【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】の指標と同じものを設定しており、都道府県において、健康サポート薬局を活用した施策を行うべきであるため設定した。	

達成手段1 (開始年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和5年度行政事業レビュー事業番号
	予算額	予算額				
	執行額	執行額				
(1) 医薬品適正使用推進事業(普及啓発に係る部分) (昭和50年度)	29百万円	29百万円	29,000千円	1.2	・厚生労働省、都道府県、日本薬剤師会及び都道府県薬剤師会の主催で実施する「薬と健康の週間」(毎年10月17日～23日)において、医薬分業の趣旨を盛り込んだポスター及びリーフレットを作成・配布し、医薬品及び薬剤師の役割に関する正しい知識を広く国民に浸透させることにより、保健衛生の維持向上を図る事業。 ・啓発資材配布数(ポスター57,000部、リーフレット97,000部)。 ・かかりつけ薬剤師・薬局推進指導者協議会開催回数1回の実施。	2023-厚労-22-0301

(2)	薬局医療安全対策推進事業 (平成20年度)	63百万円	63百万円	53,042千円	1.2	・薬局におけるヒヤリ・ハット事例を収集し、分析・評価を行うことにより、再発防止に役立て医療安全の確保を目的とする事業。 ・ヒヤリ・ハット事例の収集のため、本事業への参加薬局数の増加を促進する。 ・分析・評価した内容を関係者に周知する。	2023-厚労-22-0302
(3)	薬剤師生涯教育推進事業 (平成22年度)	14百万円	31百万円	11,000千円	1.2	・病院や薬局等に勤務している薬剤師を対象として、病院や地域におけるチーム医療に貢献するために必要な知識及び技術を習得させるため、医療現場等において医師や看護師等と協働した高度な医療に関する実務研修等を行う事業。 ・チーム医療や地域医療の推進に貢献する薬剤師を養成する研修を行うこと等により、地域包括ケアシステムの一翼を担う薬剤師の増加を推進する。	2023-厚労-22-0303
(4)	全国薬局機能情報提供制度事業 (令和元年度) 【新経済・財政再生計画関係:社会保障分野56】	134百万円	0	184,277千円	-	かかりつけ薬剤師としての役割を發揮できる薬剤師を配置している薬局やそれぞれの在宅業務の実施実績等の情報を地域住民へ見える化するための薬局機能情報提供制度について、各都道府県での全国的な公表システムの設計・作成・運営に係る調査・検討を実施している。これにより、地域住民への薬局機能の見える化が実現し、患者の利便性向上につなげることに資するものである。	-
(5)	認定薬局等整備事業 (令和2年度、令和3年度)	8百万円	0	0	1	・薬局の機能強化を推進するため、改正薬機法において新たに位置付けられた認定薬局(地域連携薬局・専門医療機関連携薬局)に関して、地域における薬局と医療機関等との連携構築のための取組や、専門性を有する薬剤師を養成する学会等の取組への支援等を行う。 ①地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局において求められる役割である医療機関等との連携体制構築に向けて、地域における先進的で効果的な取組が全国的に広がるよう、当該取組を支援する。 ②専門医療機関連携薬局に必要とされる専門性を有する薬剤師を養成する学会等の取組を支援する。 ※令和3年度は、②の事業のみ引き続き実施。	-
(6)	災害時における薬剤師の対応体制整備事業 (令和2年度)	6百万円	0	0	-	災害時に円滑かつ迅速に医薬品を提供できるよう、薬剤師を活用した医薬品の提供体制の整備を支援し、災害時においても、速やかに平時と同様の医薬品提供体制が確保できることにより、被災地における医療救護活動に寄与する。 (1)連携体制の構築のための検討会等の開催 災害時の地域の連携体制の構築のための検討会等を開催する。 (2)災害時対応資材等整備への支援 災害時に医薬品を適切に提供するために必要な資材等の整備を支援する。	-
(7)	成育医療等分野の専門性の高い薬剤師養成のための取組支援事業 (令和3年度)	6百万円	0	0	-	地域における医療的ケア児等に対する専門性の高い薬剤師の養成及び小児分野の医療機関等と薬局との連携体制構築に向けた取組を支援する。	-
(8)	薬剤師確保のための調査・検討事業 (令和3年度)	24百万円	24百万円	23,691千円	-	医療機関、薬局の薬剤師の地域偏在等に対応するため、各都道府県における薬剤師を確保するため、取組事例等を収集し、その内容を踏まえて薬剤師の偏在状況と課題を把握することにより、地域偏在等に対応するための効果的な方策等を調査・検討する。	2023-厚労-22-0308

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			目標年度	年度ごとの実績値						
				令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度			令和5年度
○5 オンライン資格確認システムを導入した施設における電子処方箋システムの導入状況(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野10】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	-	-	令和6年度	-	-	-	-	90%	【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】は、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定。 実績については電子処方箋利用申請より集計。	・当該設定指標については、【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】の指標と同じものを設定しており、オンライン資格確認等システムを導入した施設の概ね全ての医療機関、薬局で導入すべきであるので設定した。 ・ただし、当該指標については、各施設への導入に影響する諸状況を考慮し、必要に応じて見直しを検討する。
6 医療機関等向けポータルサイトでの電子処方箋利用申請完了施設数(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野10】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	-	-	令和6年度	-	-	-	-	90%	電子処方箋を導入し運用を開始するためには、全国システムの運用主体である社会保険診療報酬支払基金に対して利用申請を行う必要がある。その後システム改修等の上、アウトカム指標としている電子処方箋システムの導入が可能となることから、利用申請開始完了施設数をアウトプット指標に設定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】は、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定。 実績については電子処方箋利用申請より集計。	・当該設定指標については、【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】の指標と同じものを設定しており、オンライン資格確認等システムを導入した施設の概ね全ての医療機関、薬局で導入すべきであるので設定した。 ・ただし、当該指標については、各施設への導入に影響する諸状況を考慮し、必要に応じて見直しを検討する。

達成手段2 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和5年度行政事業レビュー事業番号	
		予算額 執行額	予算額 執行額					
(9)	医療情報化等推進事業 (令和元年度)	4百万円	38百万円	14,000千円	-	特定の地域で電子処方箋を運用し、その医療上のメリットや既存のガイドライン(「電子処方せん」の運用ガイドライン)等の課題の検証を行うとともに、調査研究を行う事業。 実施した実証事業を通じて把握した課題を踏まえ、オンライン服薬指導や電子処方箋のより効果的・効率的な仕組みを構築するための調査・検討を実施している。	2023-厚労-22-0304	
		4百万円	26百万円					
(10)	電子処方箋管理システム構築事業 (令和3年度)	1334百万円	3401百万円	5,592,494千円	-	オンライン資格確認の基盤を活用した重複投薬の回避にも資する電子処方箋の仕組みについて、令和4年夏を目途に運用開始できるよう、電子処方箋システムの開発を行う。【補助率:10/10】 また令和4年度の電子処方箋の稼働に向けて全国の医療機関・薬局やそのシステムベンダーに対して電子処方箋導入のための説明会、周知広報等を実施する。	2023-厚労-22-0306	
		1235百万円	3,384,740千円					
(11)	薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査検討事業 (令和3年度)	64百万円	18百万円	81,000千円	-	新型コロナウイルス感染拡大防止対策等に資するため、ICTを活用した技術の進展や画期的な新薬の開発などの医療の変化に対応した業務を薬剤師が適切に実施するための研修に向けた取組として、以下の調査・検討を実施する。 ①ICTを活用した業務について、医療の安全を確保しつつ、適切に実施するために必要な薬剤師の知識、技能及びその研修の在り方【補助率:10/10】 ②近年のチーム医療の進展や薬物療法の高度化・複雑化等に対応するため、免許取得後の薬剤師に対し、医療機関等で卒後研修を行うモデル事業の実施及び全国で用いられる共通のカリキュラムの作成【補助率:10/10】	2023-厚労-22-0307	
		48百万円	18百万円					
施策の予算額(千円)		令和3年度			令和4年度	令和5年度	政策評価実施予定 時期	令和6年度
		1,686,680			3,604,191	5,988,504		
施策の執行額(千円)		1,533,712			3,552,984			
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日	関係部分(概要・記載箇所)		
		-			-	-		